

# 鳥取県障がい者プランの改定(案)等に係るパブリックコメントの実施結果について

平成30年3月20日  
障がい福祉課  
子ども発達支援課

鳥取県障がい者プランの改定(案)と第3期鳥取県工賃3倍計画(案)について、パブリックコメントを行いましたので、報告します。

## 1 実施結果

- (1)意見募集期間 平成30年2月15日(水)から同年3月2日(金)まで
- (2)周知方法等
- ・ホームページへの掲載
  - ・県庁県民課、各総合事務所等並びに市町村役場窓口等におけるチラシの配架
  - ・鳥取県障害者施策推進委員及び鳥取県地域自立支援協議会への意見募集の通知
  - ・当事者団体、障がい福祉サービス事業所等への意見募集の通知
- (3)受付意見数
- ・鳥取県障がい者プランの改定(案)について 29件(16人)
  - ・第3期鳥取県工賃3倍計画(案)について 7件(3人)

## 2 鳥取県障がい者プランの改定(案)に関する主な意見及びその対応方針

| 意見の主旨  | 対応方針  |
|--|---|
| 「視覚障害者センター」の文言について、「また点字図書館の機能強化を行い、相談支援センターを東部、中部、西部に設置することにより、視覚障害者や・・・」と修正するよう依頼する。   | 計画の記載を修正する。   |
| 総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園の役割について、急性期病院が在宅移行に力を注ぐようになっているので、各療育機関を「在宅復帰後」に利用することはあっても「在宅復帰に向けて」利用する症例は、今後かなり少なくなると思われるため、現状を踏まえた記載に変更する必要があるのではないかと。 | 「在宅復帰に向けた」とせず、「急性期病院入院中からの連携や、退院後」に利用するものとして修正する。                                   |
| 難病相談・支援センターは、現在成人期に発症した難病の方の相談や支援を行い、小児期発症の難病児の支援は、小児慢性特定疾病自立支援事業で行われている。小慢と難病相談・支援センターとの連携について検討が必要。  | 難病相談・支援センターと小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口との連携の推進について計画案に盛り込む修正をする。                              |
| 工賃増ばかりでなく、地域で人間らしくそしてその人が楽しめる文化芸術、スポーツ活動への支援強化、そして、地道に本人活動をしているところにも目を向けて欲しい。  | 障がいのある方の社会参加として、文化芸術やスポーツ活動の推進などについても計画案に盛り込み済み。                                    |
| 地域移行の流れの中で、障害程度が重くても家庭で生活し通所している方が増えているが、親亡き後が心配である。在宅サービスの質と量の充実を早急に行なって欲しい。  | 在宅サービスの充実について、計画案に盛り込み済み。「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備と併せて進めていく。                           |
| 低すぎる工賃しか出していない事業所に問題があることも確かだが、工賃を稼ぐことしか評価しないような報酬の算定方法には賛成できない。   | 障害福祉サービスの報酬のあり方については、必要に応じて国への要望等を行っていくこととしている。                                     |
| 障がい者に対して偏見や差別の目で見られる人があるのも事実。また、点字ブロック、ハートフル駐車場など良い制度はあっても、県民全体のマナーを向上させなければ、障がい者のためにならない。   | 障害者差別解消法の効果的な広報・啓発活動、障がいや障がい者への理解をさらに深める取組を積極的に進めていくことについても盛り込み済み。                  |
| 離職率の高さもあり、慢性的な人材不足になっている施設が多い。人材確保は障害福祉にとって最も重要であり虐待防止やサービスの充実など、全てに関連する問題である。本気で人材確保の問題に取り組むべき。   | 障がい福祉サービスに従事する人材の確保についても計画案に盛り込み済み。計画案に記載のあるとおり、「人材育成ビジョン」を策定し、必要な人材の養成・確保に取り組んでいく。 |

### 3 第3期鳥取県工賃3倍計画(案)に関する主な意見及びその対応方針

| 意見の主旨  | 対応方針  |
|--|---|
| <p>事業所用ハローワークのような組織を設立し、仕事の受注、発注をネットワーク化し、仕事量の増加を図ることが必要。</p>                | <p>NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター(以下「振興センター」という。)への共同受注窓口(コンタクトセンター)の設置について、計画案に盛り込み済み。</p>                        |
| <p>官公需の障がい者施設からの優先調達を推進するとともに、企業との受注調整もしていくべき。</p>                           | <p>障害者優先調達法に基づく県と市町村による官公需の推進、共同受注窓口の設置による企業からの受注調整について、計画案に盛り込み済み。</p>                                   |
| <p>就労事業所の製品の販路拡大、受注機会の拡大を支援していくことが必要ではないか。</p>                               | <p>製品の販路拡大に資する物産展の開催や商談会等の参加支援などの商品・サービスの販売促進支援、共同受注窓口の設置について、計画案に盛り込み済み。</p>                             |
| <p>関西圏を中心に大消費地に販路拡大し、売上げを伸ばしていくことが必要ではないか。</p>                               | <p>製品の販路拡大に資する、県外における商談会・展示会・販売会等の情報の収集・提供等について、計画案に盛り込み済み。</p>   |
| <p>工賃アップのみにスポットライトを当てるのではなく、また、事業所の評価基準をそれのみとするのではなく、他にもスポットライトを当てていくこと。</p> | <p>障がいの特性など利用者の状況等に応じた支援を行うことがサービス提供の前提であることから、各事業所の工賃や就労の状況に応じた特徴を考慮し、それぞれの特徴に応じた支援を行うことを計画案に盛り込み済み。</p> |